

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和2年度予算額（令和元年度予算額）：400億円（200億円）

400億円の内訳
 ・保険者機能強化推進交付金：200億円
 ・介護保険保険者努力支援交付金：200億円（社会保障の充実分）

趣 旨

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化
- この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設
- 令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化

概 要

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。

- 【主な指標】
- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化 | ④ 介護予防の推進 |
| ② ケアマネジメントの質の向上 | ⑤ 介護給付適正化事業の推進 |
| ③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化 | ⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い |

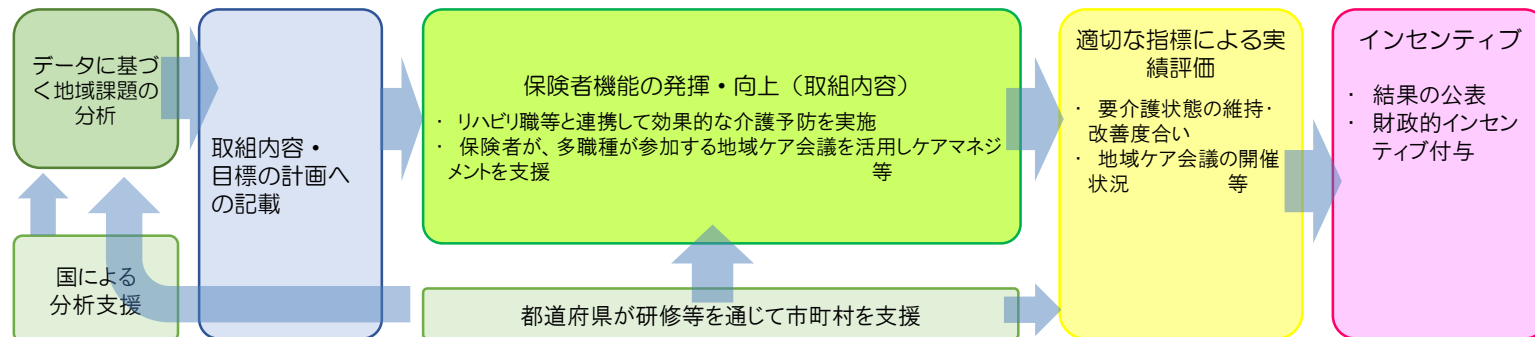
<市町村分>

- 1 配分** 保険者機能強化推進交付金200億円のうち190億円程度
 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち190億円程度
- 2 交付対象** 市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）
- 3 活用方法** 国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当。
 なお、交付金は高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者は、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくことが重要。

<都道府県分>

- 1 配分** 保険者機能強化推進交付金200億円のうち10億円程度
 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち10億円程度
- 2 交付対象** 都道府県
- 3 活用方法** 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。

<参考>平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化



介護の保険者機能強化推進交付金の強化

(制度の抜本的強化)

○ 新規交付金(200億円)を創設し、自治体における介護予防・健康づくりを強力に推進

従来部分200億円	新規200億円
①保険者機能強化推進交付金 PDCAの実施状況や人材確保、介護給付適正化などの保険者機能強化の取組を総合的に評価 一般会計で行う予防等の取組にも活用可能	②介護保険保険者努力支援交付金 介護予防・健康づくりの取組を特別に評価 法に基づく介護予防・健康づくりに関する取組（介護予防・日常生活支援総合事業の拡充など）にのみ活用可能

(メリハリの強化)

○ 2020年度の評価指標において、「介護予防」や「高齢者活躍促進」を重点評価・配分基準のメリハリを強化

- ・ 通いの場への参加促進に関する指標の充実
- ・ 民間サービス等の多様な主体との連携に関する指標の導入
- ・ 高齢者の就労的活動の推進に関する指標の導入
- ・ 介護予防等に関するアウトプット・アウトカム指標の強化や配点の多段階化 等

(見える化の推進)

○「見える化」を促進する観点から、自治体ごとの点数の獲得状況について各自治体に公表 (2019年度)

●関連する改革項目とその進捗等について ②一人当たり介護費の地域差縮減

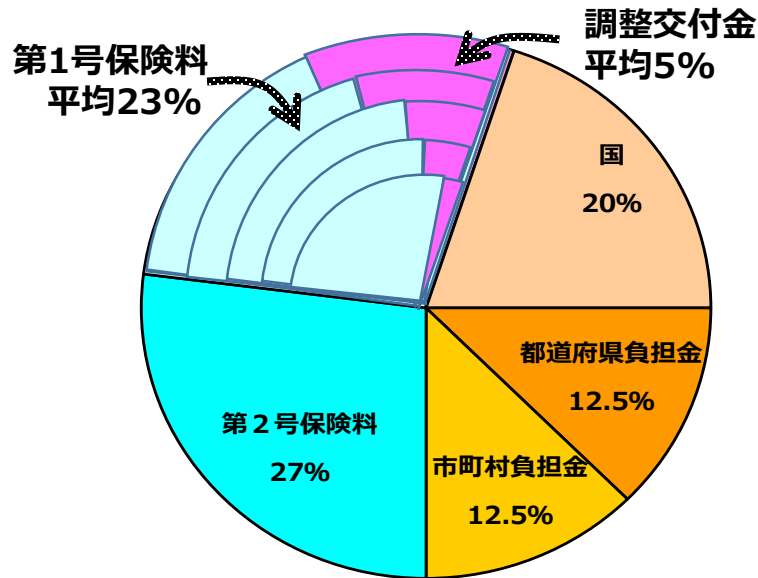
- ・ 対応の方向性：保険者機能の一層の強化（介護予防の推進、更なる見える化等）

36. 第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策の検討

進捗状況 (遅れている場合はその要因)	今後の取組方針
○ 調整交付金の新たな活用方策については、令和元年12月の社会保障審議会介護保険部会における検討の結果、当該部会のとりまとめにおいて、以下のとおりとされた。 「年齢構成が若い保険者に対し、平成30年度の見直しと今回の見直し（注）による影響が重なることを勘案し、今回の見直しにより調整交付金の交付額が増加する保険者においては、見直しによる調整の範囲内で保険者として果たすべき役割に照らし個々の保険者に一定の取組を求めることが考えられる」 （注）同とりまとめにおいて「調整交付金における後期高齢者の加入割合の違いに係る調整について、その計算にあたって、現行の要介護認定率により重み付けを行う方法から、介護給付費により重み付けを行う方法に見直し、調整の精緻化を図ること」とされている。	○ 介護保険部会のとりまとめを踏まえ、以下の内容について年度内に必要な省令改正等を行う。 ・ 第8期（令和3～5年度）介護保険事業計画期間からの調整交付金の見直しに伴い調整交付金の交付額が増加する保険者については、給付費適正化主要5事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具実態調査、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知）の実施を求め、当該事業のうち3事業以上実施していない保険者については、当該見直しによる調整交付金の増加分の5％を減額する等の措置を講じる。

調整交付金について

「後期高齢者比率が高いことによる給付増」と、「被保険者の所得水準が低いことによる収入減」を、国庫負担金 25%のうち 5%分を用いて財政調整。市町村間の財政力の差を解消。



1. 後期高齢者加入割合の違い

- ・ 前期高齢者（65歳～74歳）：認定率 約 4.3%
- ・ 後期高齢者（75歳～84歳）：認定率 約 19.4%
- ・ 後期高齢者（85歳～）：認定率 約 59.6% ※平成30年時点

後期高齢者の構成割合が大きい市町村

→ 保険給付費が増大 → 調整しなければ、保険料が高くなる

2. 被保険者の所得水準の違い

所得の高い高齢者が相対的に多い市町村

→ 調整しなければ、同じ所得でも、保険料は低くてすむ

所得の低い高齢者が相対的に多い市町村

→ 調整しなければ、同じ所得でも、保険料は高くなる

調整交付金の財政調整の例

A町

後期高齢者(75歳以上)が多い
保険者
低所得の高齢者が多い保険者

調整交付金が5%で
あれば、11,200円

実際は
6,200円

調整交付金
を多く
(14.5%)
支給

第1号保険料

B市

後期高齢者が少ない保険者
高所得の高齢者が少ない保険者

実際は、4,950円
調整交付金5%で
あれば、4,050円

第1号保険料

調整交付
金なし

【調整交付金の役割】

- ・ 保険者の給付水準が同じであり、
- ・ 収入が同じ被保険者であれば、
保険料負担額が同一となるよう調整するもの。

(※) 調整交付金の計算方法

各市町村の普通調整交付金の交付額

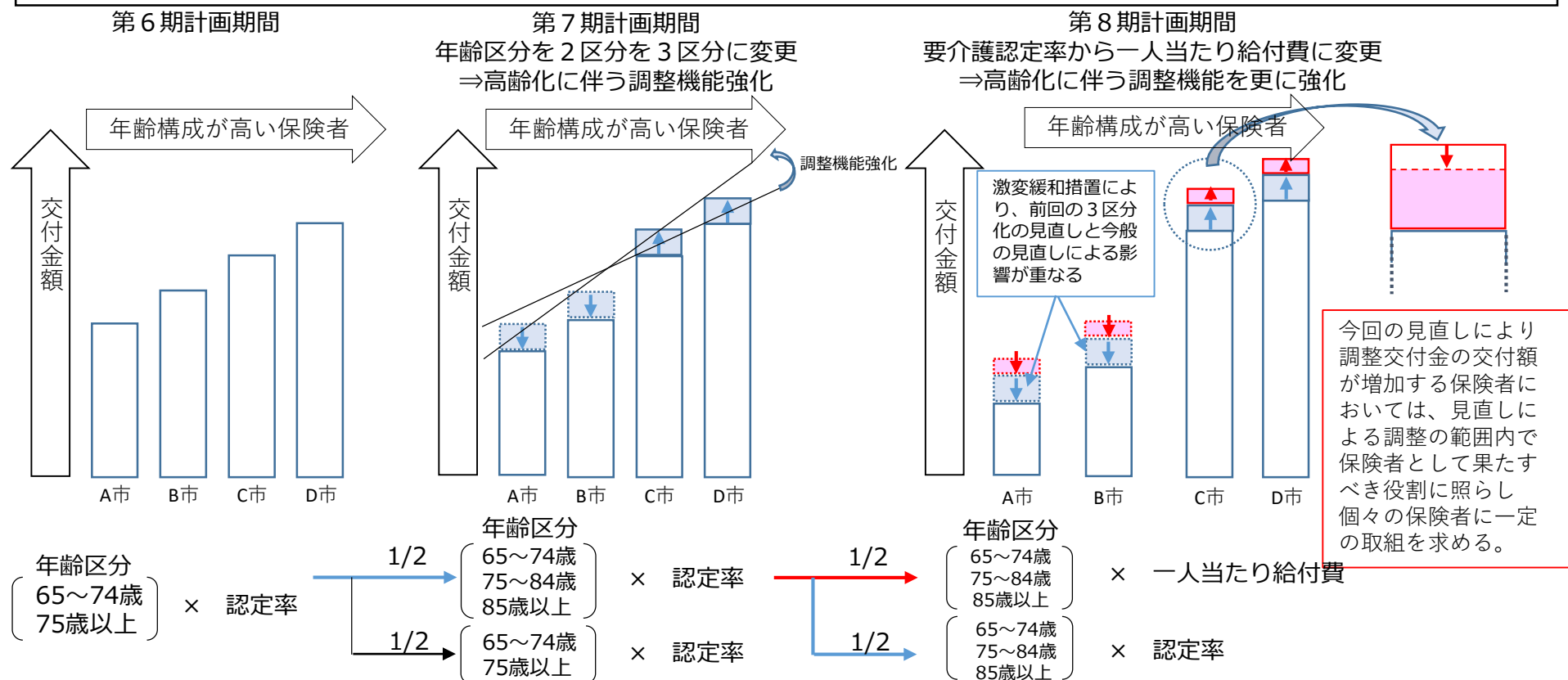
$$= \text{当該市町村の標準給付費額} \times \text{普通調整交付金の交付割合}(\%)$$

普通調整交付金の交付割合(%)

$$= 2.8\% - (2.3\% \times \text{後期高齢者加入割合補正係数} \times \text{所得段階別加入割合補正係数})$$

調整交付金の算定方法の見直し

- 普通調整交付金は、平成30年度の制度改正において、特に年齢が高い高齢者の分布をきめ細かく反映させるため、交付基準の年齢区分を細分化することとし、2018年度より実施している。その際、激変緩和措置として、第7期期間中は年齢区分を2区分と3区分の半分ずつで計算し、第8期から完全実施することとした。
- 現行の普通調整交付金が、各保険者の給付費に交付割合を乗じるかたちで、保険者間の財政調整を行っていることに鑑みると、要介護認定率よりも介護給付費により重み付けを行う方が精緻な調整が可能となる。
- 65歳～74歳、75歳～84歳、85歳以上それぞれの被保険者一人当たり介護給付費は、概ね1：5：20となっており、要介護認定率（概ね1：5：15）よりも高齢化に対する調整機能は強化されることとなる。
- なお、前回の3区分化時の対応を踏まえ、同様の激変緩和措置を行う。
- また、年齢構成が若い保険者に対し、前回の3区分化の見直しと今般の見直しによる影響が重なることを勘案し、今般の見直しにより交付額が増加する保険者においては、個々の保険者に一定の取組を求める。



調整交付金の「一定の取組」の状況勘案について

1. 「一定の取組」について

以下2つの観点から「一定の取組」を求めることとする。

① 給付費適正化主要5事業

給付費適正化主要5事業を「3事業以上実施していない保険者」を対象とする。

② 一人当たり給付費の外れ値

- 一人当たり給付費の外れ値（平均値＋2×標準偏差）に該当した保険者については、第8期の初年度に対象保険者を特定し、第8期中に「一定の取組」を求め、達成されなかった場合は第8期末年度に減額。

- 原発被災地、小規模保険者（被保険者数3,000人未満）の保険者は対象外とする。

- 「一定の取組」は、主要5事業のうち「ケアプラン」と「医療情報」を含む3事業以上実施していない保険者に対し、実施することを求める。

※対象被保険者がいないため実施していない場合は実施しているものと見なす。

2. 調整交付金の減額

- 上記1に該当した際の減額幅は、今般の見直しにより増加した額の5%とする。

- 高齢化係数改正により交付額が増加しない保険者は減額せず、「一定の取組」のみ求める。

3. 支援

厚生労働省等は以下の支援を実施（「医療情報」と「給付費通知」は、国保連に委託することで実施可能。）。

① 円滑に国保連に委託ができるよう、厚生労働省から都道府県、国保中央会、国保連に働きかける。

② その他の事業についても、実施方法等について各保険者の求めに応じて、厚生労働省、都道府県から手厚くサポート。

	第7期計画	第8期計画		
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
主要5事業を3事業以上実施していない保険者	第8期に向け、制度改正の周知と適正化事業実施支援を行う	対象保険者がいた場合は減額 ※保険者機能強化推進交付金2021年度評価指標（2020年度実績）	※保険者機能強化推進交付金2022年度評価指標（2021年度実績）	※保険者機能強化推進交付金2023年度評価指標（2022年度実績）
一人当たり給付費の外れ値	第8期に向け、制度改正の周知と適正化事業実施支援を行う	○外れ値の対象保険者を特定 ※2021年3月～2022年2月データ：2022年7月から使用可能 ○主要5事業のうち「ケアプラン」と「医療情報」を含む3事業以上実施していない保険者に実施を求める。 ○適正化事業実施支援を行う。 第8期中に「一定の取組」を求める		対象保険者がいた場合は減額 ※対象保険者に個別に2023年12月時点実績を確認

給付費適正化主要 5 事業

○要介護認定の適正化

- ・指定居宅介護支援事業者、施設又は介護支援専門員が実施した変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容を市町村職員等が訪問又は書面等の審査により点検する。
(なお、新規、変更及び更新の認定調査の全てを市町村職員が行っている場合は、当該事業は不要である。)

○ケアプラン点検

- ・介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者からの提出又は事業所への訪問調査等により、市町村職員等の第三者がその内容等の点検及び指導を行う。

○住宅改修・福祉用具実態調査

- ・居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認又は工事見積書の点検を行ったり、竣工後に訪問調査等により施工状況の点検を行う。
- ・福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検する。

○医療情報との突合・縦覧点検

- ・後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う。
- ・受給者ごとに複数月にまたがる支払情報(請求明細書の内容)を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行う。

○介護給付費通知

- ・利用者本人(又は家族)に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知する。

国保連に委託することで実施可能

●関連する改革項目とその進捗等について ③介護分野の生産性向上

- ・ 対応の方向性：ICT、ロボット、AI等の新技術の実装加速

39. データヘルス改革の推進
v. ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築
vi. ロボット・IoT・AI・センサーの活用

進捗状況 (遅れている場合はその要因)	今後の取組方針
【データベースの構築】 ○ 高齢者の状態やケアの内容等の情報（CHASE情報）を収集するシステムについて、令和元年6月にシステムを措置し、令和2年5月よりモデル的に運用を開始したところ。さらに、令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、CHASE情報の介護事業所からの収集・分析規定を整備。 【ICTを活用した医療・介護連携】 ○ 令和元年度事業において、入退院時に医療機関と介護事業所間でやり取りされるデータに係る標準仕様案を令和2年3月に作成済。 ○ また、訪問看護事業所と居宅介護支援事業所のデータ連携について検討を行い、令和2年3月に訪問看護計画書等の標準項目案を作成済。 【ICT導入支援】 ○ 地域医療介護総合確保基金を活用した「ICT導入支援事業」について、令和元年度は15県で実施。令和2年度は40都道府県で実施予定。 ○ 改革工程表2019において、2020年度末までに全都道府県で実施することとされていたところ、実施に至っていない都道府県については、ICT導入により間接業務の削減等の業務負担軽減に効果があること等への理解が浸透していないこと等が要因として考えられる。 【ロボット・センサーの活用】 ○ 地域医療介護総合確保基金における介護ロボットの導入実績（計画）件数は4,000件（令和2年10月末現在） ○ 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームについては相談窓口とリビングラボが相談や実証支援等を今年8月に開始したところであり、開発企業による相談件数は46件。（令和2年10月末現在）	【データベースの構築】 ○ 令和2年度中は、令和3年度からのCHASEの本格稼働に向け、モデル事業等の実施により情報収集を進めるとともに、令和3年度介護報酬改定に向けて、データの収集・活用とPDCAサイクルに沿った取組について、介護報酬上の加算の算定要件として新たに位置づけること等について議論をいただいたところ。年内の審議報告の取りまとめに向けてさらに議論を進めていく。 【ICTを活用した医療・介護連携】 ○ 令和2年度事業において、訪問看護事業所と居宅介護支援事業所等のデータ連携に着目し、訪問看護計画書等の標準仕様案を作成し、医療介護連携ネットワーク等におけるデータ連携・情報共有に活用していく。 ○ 令和3年度は、事例報告会の開催により他職種・多機関でのデータ連携の事例共有を図るとともに、多職種参加型の情報共有の実証検証等を進めていく。 ○ 令和3年度介護報酬改定に向けて、運営基準や加算の要件等で求められている各種会議のうち、医療・介護関係者間で実施するもの等について、ICTの活用による開催を可能とする等の検討を進めており、年内の審議報告のとりまとめに反映させる。 【ICT導入支援】 ○ 令和元年度実績報告で示されたICT導入の効果を分かりやすくまとめ、都道府県をはじめ広く周知すること等により、引き続き全都道府県での実施に向け、取組を推進。 【ロボット・センサーの活用】 ○ 地域医療介護総合確保基金における介護ロボットの導入支援については、引き続き継続し、介護ロボットの導入支援を推進する。 ○ オンライン相談の充実や、施設・事業所等へ周知・広報を行いつつ、相談窓口とリビングラボにより相談や実証支援等を行っていく。 ○ また、令和3年度介護報酬改定に向けて、介護ロボットの効果検証によるエビデンスを踏まえ、介護ロボット・ICTの活用による評価の検討を進め、年内の審議報告のとりまとめに反映させる。